

令和 8 年度 第 1 回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和 8 年 6 月 9 日（火） 午前10時04分～午前10時49分

2 場 所

盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、横山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、中村委員、山田委員

（使用者代表委員）工藤委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）川又労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、畠山賃金室長補佐、
鈴木賃金調査員

4 議 事

（１）令和 8 年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

ア 審議日程について

イ 実地視察について

（２）その他

○齋藤会長

それでは、審議会を開始いたします。本審議会委員の出席状況について、事務局から報告願います。

○事務局 賃金室長補佐

審議会委員の出席状況についてご報告いたします。本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名が出席しており、定足数を満たしておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、審議会として成立をしておりますことをご報告いたします。

○齋藤会長

次に、令和 8 年度第 1 回の岩手地方最低審議会ですので、事務局から審議会委員と事務局職員の紹介をお願いします。

○事務局 賃金室長補佐

それでは、第58期岩手地方最低賃金審議会委員及び今年度の事務局の職員を紹介させていただきます。資料№ 1「第58期岩手地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。今年度は第58期の 2 年度目になっております。このたび新しく就任された委員をご紹介します。

なお、公益代表委員と使用者代表委員の変更はございません。

労働者代表委員は藤本委員が退任され、連合岩手副事務局長の中村委員が就任されました。新しく就任されました中村委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

（中村委員から就任の挨拶がなされた。）

○齋藤会長

ありがとうございました。

○事務局 賃金室長補佐

続きまして、事務局につきましても4月の人事異動で労働局長川又、賃金室長補佐に私嶋山が着任しております。事務局を代表いたしまして、労働局長川又よりご挨拶申し上げます。

(川又局長から挨拶を行った。)

○齋藤会長

それでは、議題に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会運営規程第7条により、公益委員は会長の私が署名いたしますが、労働者代表委員は小菅委員、使用者代表委員は工藤委員にお願いいたします。議事録の署名については、別途事務局からお願いします。

(1) 令和8年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

ア 審議日程について

○齋藤会長

それでは、議題に入ります。議題の(1)のア「審議日程について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

それでは、資料№3「令和8年度岩手地方最低賃金審議会開催計画案」、資料№4「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」によりご説明させていただきます。

令和8年度の審議会開催計画案につきましては、前回の令和7年度第7回審議会でご説明させていただいておりますが、前回審議会後に皆様からスケジュールを確認させていただき、9月までの皆様のご予定を踏まえまして、なるべく多くの委員の方にご出席いただける日程とするため、一部変更させていただいております。

3月にご説明しました計画案の変更点でございますが、まだ岩手県最低賃金専門部会委員が選任されていない状況ではございますが、第3回岩手県最低賃金専門部会を8月20日木曜日13時30分、第4回岩手県最低賃金専門部会を8月24日月曜日13時30分に変更させていただきたいと考えております。それに伴いまして、予備日は8月25日火曜日午後と8月27日木曜日または8月28日金曜日のいずれも午後とさせていただきたいと思っております。

また、第4回審議会でございますが、各委員のご予定を踏まえまして、当初案の8月28日金曜日から8月31日月曜日10時に変更をさせていただいております。第4回審議会は、岩手県最低賃金の採決・答申を予定しておりますが、8月31日に答申をいただきますと、発効日の最短日は10月30日金曜日となります。

第2回審議会以降の日程に変更が必要となった場合でございますが、委員の皆様のスケジュールを確認して調整させていただき、特に専門部会やその後の審議会の日程に変

更が必要となった場合は、委員の皆様にご連絡することで日程変更のご了承をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

ありがとうございました。

事務局から、今年度の審議会開催計画案が示されました。事務局から示されました審議会開催計画案について協議いたしたいと思います。ご意見、ご質問のある委員はご発言をお願いします。

工藤委員どうぞ。

○工藤委員

使用者委員の工藤です。よろしくお願いします。9月まで調整いただいたということですが、恐縮ですが、私については第2回審議会は商工会議所の会議が重なり出席できませんので、ご了承いただきたいと思います。

あと、9月まで調整いただいたということで、10月以降についてはまたご調整いただけたと思いますが、前も事務局にはお伝えしていますが、10月15日の産別合同部会、昨年私の経験からすると、出席して産別専門部会の日程調整などさせていただいたと思いますが、この日も会議所の会議が入っていて出席できませんので、ご配慮いただければと思います。よろしくお願いします。

○齋藤会長

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 賃金室長

10月以降の皆様のスケジュールはまだ確認させていただいておりませんので、改めてスケジュールを確認させていただきまして、日程調整してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

その他ございますでしょうか。

この開催計画案については、事務局でいろいろ連絡を取り合って、できる限り出席していただける日程を組まれたということのようでございますので、また何か変更等がありましたら、事務局に早めにお知らせいただくということで、これをベースとして進めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、事務局案の了承をいただいたことを確認いたしまして、次の議題に進めさせていただきます。

イ 実地視察の実施について

○齋藤会長

次の議題に入ります。議題の(1)のイ「実地視察の実施について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

実地視察でございますが、昨年度の審議会における皆様のご意見を踏まえまして、二戸地域の食料品製造業以外の業種、エッセンシャルワーカーなどの業種を主眼に調整させていただきました。

今回事務局が選定しました事業場でございますが、机上配付資料1を御覧いただきたいと思います。事務場名は非公表となっておりますが、二戸市と一戸町の2つの事業場を選定させていただきました。

二戸市の事業場では、仕入れ、加工、保管、流通販売を経て消費者に届くサプライチェーンでございます。仕入れ、流通、販売等における価格転嫁の状況、賃上げ原資確保のための工夫などのほか、青森県にも事業展開しているということでございますので、賃金額や労働力確保の状況なども伺いすることができると思われます。

また、一戸町の事業場ですが、いわゆるエッセンシャルワーカーに該当する業種でございます。賃上げ原資確保の問題、人手不足の問題などのほか、人手不足に伴う生産性向上の取組などについて伺うことができるのではないかと考えております。

これらを勘案いたしまして、机上配付資料1の2つの事業場で実施させていただきたいと存じます。なお、実施日は事業場の都合及びあらかじめ委員の皆様から確認させていただきましたご予約を踏まえまして、6月24日水曜日としておりますので、ご承認いただきたいと存じます。また、ご承認が得られましたら、事業場情報の詳細に関する調査票を作成しまして、視察前日までに委員の皆様を送付させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

事務局から、今年度の実地視察について、6月24日に二戸市と一戸町の2事業場の実地視察をすることについて説明がありました。このことについて、ご意見、ご質問等のある委員はご発言をお願いいたします。

この実地視察につきましては、昨年度の第6回、第7回の審議会で皆様から出していた意見を踏まえて、事務局で調整してきたものでございますが、これについて何かご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり実施することといたしますので、よろしくお願いいたします。

議題(1)「審議会の運営について」、そのほかに事務局から何かありますか。

○事務局 賃金室長

2点ご説明させていただきます。

1点目は「審議会運営上の了解事項」についてご説明させていただきます。昨年度の岩手地方最低賃金審議会では、次のことが審議会運営上の了解事項として確認され、これに基づいて審議が行われてきました。

1つ目でございますが、「県最賃は10月1日発効、特定(産業別)最低賃金は年内発効を目標とするが、丁寧な審議及び社会情勢を適切に踏まえた審議日程を調整すること」、

2 点目「運営小委員会は、必要性が認められたときに設置すること」、3 点目「県最賃の参考人意見聴取は、労働者 3 人、使用者 2 人から行うこと」、4 点目「行政機関からの概況説明は、岩手県ふるさと振興部調査統計課から、最近の景況、物価動向及び家計調査、岩手労働局職業安定部職業安定課から、県内の雇用動向及び新規学卒者の初任給の状況について説明を依頼すること」、5 点目は「審議運営の効率化の観点から、資料をスリム化する試みを継続すること」、以上の 5 項目でございますが、今年度もこの方針としてよろしいか、岩手地方最低賃金審議会のご意向を確認させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○齋藤会長

ただいま事務局から説明のありました今年度の審議会運営上の了解事項について、ご意見等のある委員はご発言をお願いいたします。

工藤委員どうぞ。

○工藤委員

今お話しいただいた了解事項の中で、行政機関からの概要説明をいただくことについてはこのとおりでいいと思いますが、資料№2 の10ページに、審議の効率化に関する申合せ事項がありまして、審議資料について記載されています。例えば1 の(3)「審議資料としては、岩手労働局が実施する最低賃金に関する基礎調査結果及びその他の既存資料を活用するものとする」などがありますが、先日中央最低賃金審議会との意見交換がありましたが、中央最低賃金審議会なり国で、今年度の中央最低賃金審議会での検討の仕方とか、地方最低賃金審議会の検討の仕方について検討されるという印象を持っているのですが、特に意見交換でもお話しした賃金支払能力に関するデータについて、もっと国で事業所などの調査を検討していくというようなことがあろうかと思しますので、今日はこれで了解としても、国なり中央最低賃金審議会の検討状況に応じて、そういったデータについても整理なり対応されるという認識でいいか確認したいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。確かにこれまでも、特に使用者側から見ますと、賃金支払能力についてのデータが少ない、全国のデータはあっても地域別のデータはなかなかない、そういった意見もあったかと思しますので、そのことについて国で何か対応していくのかどうかということだと思いますが、今すぐは難しいと思いますので、いろいろ確認してほしいということではよろしいですか。

○工藤委員

そうですね。もちろんこの場で、これでいいですと言ったので、岩手は昨年度までどおりですではなくて、国とか中央最低賃金審議会の方針が進めば、それに応じた対応をしますということなのだろうと思いますが、その点を確認したいと思います。

○齋藤会長

では、事務局、コメントありましたらお願いします。

○事務局 賃金室長

ご質問いただきました資料の件でございますが、今年度の中央最低賃金審議会の資料

は、これから審議が始まりますので示されてくると思います。それら資料につきまして皆様へ提供できるものは全て提供させていただいた上で、厚生労働省とも相談しながら対応していきたいと思います。

ただ、昨年度もそうでしたが、ご要望に沿った資料全ては提出できない状況もあろうかと思いますが、随時審議会の中でご相談させていただきながら、対応できるところは対応してまいりたいと思います。

○齋藤会長

基本的には地域別のデータがそろっているものは全て地方審議会に渡しているというところでございますが、なかなか多くの統計調査について、母数を増やして地方でも使える形にするというのは難しいようでございます。そういう意見は中央最低賃金審議会でも地方の意見を聞いていると思いますので、その辺りを踏まえて、対応できる部分があれば、確認していただいて今後の審議会で説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、それ以外に何かございますでしょうか。よろしいですか。

(委員から「なし」の声)

それでは、事務局の案の了承をいただいたことを確認いたしまして、次の議題に進めさせていただきます。2点目について事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

2点目は議事の公開についてご説明いたします。

令和5年4月の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告におきまして、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開する」という考え方が示されたところでございます。

岩手地方最低賃金審議会におきましては、令和元年度から岩手地方最低賃金審議会は原則公開としております。一方、岩手県最低賃金専門部会は、令和5年度から令和7年度まで、第1回専門部会のうち、実地視察結果及び公開を希望しない参考人の意見聴取を除き公開としておりますが、第2回専門部会以降は従来どおり非公開としております。

第2回専門部会以降の公開の在り方につきましては、昨年度の第1回審議会における審議におきまして、公開を進めるという方向性については労使ともに異論はなく、他県が具体的にどの程度公開しているのかなどさらに確認した上で、公開の在り方を検討すべきとなったところでございます。

事務局としましては、昨年度に他県の公開状況等の確認が十分できず、審議会にお諮りすることができなかったことから、令和8年度の岩手地方最低賃金審議会は従前どおり、審議会は原則公開、第1回専門部会のうち、実地視察結果及び公開を希望しない参考人の意見聴取を除き公開とし、第2回専門部会以降は従来どおり非公開とさせていただきたいと考えておりますが、この点のご意見をお伺いいたします。また、令和9年度以降の専門部会の公開の在り方につきましては、今年度中に検討を進めていきたいと考えており、この点ご意見をお伺いします。なお、具体的検討時期や検討方法につ

きましては、今後の審議会において別途ご相談させていただきたいと考えております。
以上でございます。

○齋藤会長

事務局からただいま説明のありました専門部会の公開の在り方について、2点意向確認がございました。1点目は、令和8年度の審議会公開等については従前どおりでよい
か、2点目は、他県の具体的な公開状況等を確認した上で、今年度中に審議会へ審議を
依頼してよいかとございます。

それでは、まず1点目の令和8年度は昨年どおりとしてよろしいかとの意向確認があ
りましたが、ご意見等のある委員はご発言をお願いいたします。

これにつきましては、今後さらに他県の具体的な公開状況等を確認した上で進めてい
きたいということです、今年度は従前どおりでよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

それでは、異議なしということでしたので、令和8年度の審議会公開等につ
いては従前どおりとするということを確認させていただきます。

2点目の公開の在り方に関して、今年度中に審議会へ審議を依頼してよろしいかとい
う説明でございましたが、このことについてご意見等がある委員はいらっしゃいますで
しょうか。

これにつきましては、先ほど説明がございましたが、本県では現在の公開方法を令和5
年から続けておりまして、今年度も従前どおりとすることになりましたので、4年を経
過することになります。そこで、他県の状況等をよく確認した上で、今のままでよろし
いかどうか検討していただきたいということでございます。

具体的にイメージしにくいかと思いますが、公開の方法等について、他県の状況を詳
しく資料を作ってお諮りすると思いますが、審議会で細かいところまではなかなか検討
しづらい部分もあるかと思いますが、例えば運営小委員会を開催して詳細を詰めてい
ただき、ある程度方向性が固まったところで審議会にお諮りするといったようなイメ
ージなのでしょうか。事務局から、教えていただきたいと思います。

○労働局長

進め方も含めまして、どういう手法がいいか各委員の先生方にご説明しまして、ご理
解いただいた方向で進めさせていただきたいと思います。会長がおっしゃるとおり、審
議会で細かいところまで全部決めるのは難しいということであれば、運営小委員会ある
いは個別にご説明いたしました上で、合意できる部分をお諮りすることもあると思いま
す。今後ご相談させていただきますので、よろしくお願いします。

○齋藤会長

ただいま事務局からご説明ありましたが、そういった方向で進めさせていただくとい
うことでよろしいでしょうか。

佐々木委員どうぞ。

○佐々木委員

確認ですが、その審議の進め方は、地域別最低賃金と特定最低賃金の審議が終了した

後に進めていくという捉え方でよろしいか、確認したいと思います。

○齋藤会長

事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

岩手県最低賃金と特定最低賃金の審議中は余裕がないと思われますので、特定最低賃金の審議が終わってから、皆様にご相談させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○齋藤会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○佐々木委員

はい。

○齋藤会長

それでは、その他ご意見はございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

それでは、事務局は今後の審議会で方針等を提案していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) その他

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題(2)「その他」ですが、初めに事務局から何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長補佐

前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会会長及び岩手労働局長宛て、最低賃金に関する意見書等が提出されておりますので、ご報告させていただきます。

資料№5 - 1 と 5 - 2 を御覧ください。岩手県議会議長から、宛先は岩手地方最低賃金審議会会長と岩手労働局長宛てになっております。時間の都合上、要旨を読み上げて報告させていただきます。

県内勤労者の労働条件の改善を図る観点から、令和8年度の岩手県最低賃金の改定に当たり、その引上げ等について適切な措置を講ずるよう要望するものということでございます。背景としましては、本県の最低賃金は過去最高水準となっているものの、実質賃金の低迷や都市部との格差、若者の県外流出などにより労働力不足が深刻化しているという状況があります。こうした中、経済の好循環を実現するためには、生産性向上や適正な価格転嫁等による企業基盤の強化と併せ、賃金を働きに見合った水準に引き上げ、持続的な賃上げを実現していくことが必要であるとされております。その上で、本意見書の中で1点目といたしまして、国の経済対策の方針等を踏まえた最低賃金の引上げ、2点目として、県外への人材流出防止の観点から、他地域を意識した審議、3点目として、特定最低賃金の適切な改定、4点目として、最低賃金制度の履行確保に向けた監督指導の強化の4点について要望されております。

続きまして、資料№6 - 1を御覧ください。全労連東北地方協議会議長、全労連北海道地方協議会議長、岩手県労働組合連合会議長の連名で、岩手労働局長宛てに「最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書」が提出されております。また、資料№6 - 2は、要請内容に関する資料が提出されております。こちらも要旨をご説明いたします。

長期にわたる物価高騰の下で、労働者の生活維持と地域経済の回復を図る観点から、最低賃金の大幅な引上げと制度の見直しを求めるものとなっております。はじめに、最低賃金の水準については、生計費の試算結果等を踏まえ、全国的に1,700円以上の水準が必要であり、地域差は大きくないとされたことから、全国一律最低賃金制度の創設と大幅な引上げを求めています。次に、制度面に関しては、地域間の賃金格差が依然として存在することに加え、改定後の発効日が地域ごとに異なることにより、実質的な年収格差が生じている点を問題として指摘しております。これまでランク制度の見直しや、発効日について公示後30日とする原則の徹底などを求めています。また、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者への影響に配慮し、社会保険料負担の軽減や価格転嫁の促進など、直接的な支援策の拡充が必要であるとしております。さらに、審議の在り方については、生計費の考慮を重視すること、労働者の生活実態の把握を行うこと、審議過程の透明性を高めることなど、審議会運営の改善についても要望されております。

最後に、資料№7 - 1、7 - 2「令和8年度岩手県最低賃金の改正等について」を御覧ください。岩手県知事から、宛先は岩手地方最低賃金審議会会長と岩手労働局長でございます。こちらについても、時間の都合上、要旨を読み上げて報告させていただきます。

岩手県では、少子高齢化に加え、進学や就職期の若者の県外流出が続いており、人材確保が大きな課題となっています。最低賃金については、前年度より大きく引き上げられたものの、依然として全国下位であり、都市部との格差が残っております。一方で、物価高の影響により実質賃金は低下しており、中小企業の経営も厳しい状況にあります。こうした中、人材の県内定着のためには、生活を支える賃金水準の確保が必要です。このため、地域の実情や企業への影響も踏まえつつ、最低賃金の適切な引上げについて十分な議論を行うよう求めています。

以上でございます。

○齋藤会長

ありがとうございました。以上報告がございましたけれども、皆様から何かあれば、ご発言をお願いします。

藤田委員どうぞ。

○藤田委員

使用者側の藤田でございます。確認というか、質問でございます。今ご説明のあった行政機関を含めた意見書の提出の中で、資料№5 - 1は県議会議長から齋藤会長宛て、

そして資料№ 7 は知事から労働局長、齋藤会長宛てとなっておりますが、一見すると県議会議長は勤労者の労働条件の改善のための意見書ですが、一方で知事は審議の手法、やり方を述べている申入れだと思います。そこで確認します。資料№ 5、資料№ 7 に関して、これら意見書はどのような形で労働局に提出されたのか教えてください。分かりやすく言えば、誰が来て手続したかということです。

○齋藤会長

ありがとうございます。どなたがお渡しに来られたのかというお話でした。事務局お願いします。

○事務局 賃金室長

ただいまのご質問でございますが、まず県議会議長の意見書ですが、郵送で私どもに提出いただいております。岩手県知事の申入れでございますが、5月28日に岩手県商工労働観光部長が知事の代理でお越しになられ、岩手県商工労働観光部長から労働局長に手交されました。以上でございます。

○齋藤会長

よろしいですね。それでは、それ以外に何かございますでしょうか。

(委員から「なし」の声)

それでは、そのほかよろしいですか。

(瀬川委員は本審議会をもって退任されることから、退任の挨拶がなされた。)

○齋藤会長

大変お疲れさまでした。

それでは、そのほかご発言ございませんでしょうか。何もないければ、これで議事を終了し、本日の審議会はこれで閉会といたします。